

生活再建のための各種支援制度

8月豪雨による災害に関する支援制度について、『広報こうさ』号外第1報、9月号、号外第2報にてお知らせしてきました。今号では、号外第2報でお知らせした新たな支援制度について改めてお知らせしますので、申請もれなどないかご確認ください。最新の情報については、町公式ホームページをご覧ください。担当課へご相談ください。

水道料金の免除

▶町環境衛生課
☎096-234-0755



被災した世帯等の水道料金を免除（1か月分）します。全壊、半壊、一部損壊（床上・床下）の方を対象としています。

▶対象者

- ①町上水道に加入している方で、対象の住宅のり災証明書が「全壊」、「半壊」、「一部損壊（床下、床上）」の判定が出ている世帯（「半壊」は、大規模半壊、中規模半壊、準半壊を含む）。
- ※被災していても、「り災証明書」が交付されていない世帯は対象となりませんので、必ずり災証明書の申請を行ってください。
- ②被災証明書が交付されている町内事業者
- ※被災していても、「被災証明書」が交付されてい

ない事業者は対象となりませんので、必ず被災証明書の申請を行ってください。

▶免除額

令和7年9月検針分の水道料金（10月請求分）全額

▶申請に必要なもの

- ・り災証明書を取得している方
申請不要です。町において該当する方の水道料金を免除します。
- ・被災証明書を取得している町内事業者
申請書に「被災証明書」と「被災状況の写真」を添付して申請してください。

被災者生活再建支援制度

▶町福祉課
☎096-234-1114



自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するため支援金が支給されます。

▶対象者

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

▶支給額

支援額は、次の2つの支援金の合計額（世帯人数が1人の場合は、各該当金額の4分の3の金額）で

す。

①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

50万円から100万円まで

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

25万円から200万円まで

※詳細な支援金額については、県公式ウェブサイトをご確認ください。

県公式
ウェブサイト▶



▶申請に必要なもの

- ・り災証明書
 - ・被災時世帯主のマイナンバーカード
 - ・被災時世帯主の口座が分かるもの（通帳・キャッシュカードなど）
- ※追加で資料が必要になる場合があります。

被災した浄化槽の入れ替え

▶町環境衛生課
☎096-234-1169

被災した浄化槽や便槽を、新しい合併処理浄化槽に転換または入れ替えを行う場合、補助金を交付します。

▶対象者

- ・町内に住宅をお持ちの方
- ・町内に住宅を借りている方で、貸主の承諾を得られている方
- ・合併処理浄化槽を設置する住所地に住民登録がある方
- ・浄化槽法および建築基準法の規定に基づき合併処理浄化槽を設置する方
- ・本人および同一世帯員が町税等を滞納していない方

▶補助額

- ・5人槽（延べ床面積 130㎡以下） 332,000 円
- ・7人槽（延べ床面積 130㎡超） 414,000 円
- ・10人槽（2世帯住宅） 548,000 円

※単独処理浄化槽またはくみ取り式トイレから合併処理浄化槽に転換される場合は、別途補助金の加算があります。

※被災していない通常の合併処理浄化槽の入れ替えは、補助の対象となりません。

▶申請に必要なもの

浄化槽工事を施行する事業者を通じて「浄化槽設置届」および「補助金申請」などを提出していただきます。まずは町環境衛生課にご相談ください。

被災した浄化槽等の土砂の撤去

▶町環境衛生課
☎096-234-1169

被災した浄化槽や便槽の内部に堆積した土砂などの撤去を、町内事業者（㈲甲佐衛生社・米村衛生㈲）に委託して実施します。

▶対象となる浄化槽

被災前から使用していた単独浄化槽、合併処理浄化槽およびくみ取り式の便槽で、令和7年8月豪雨で被災し、内部に土砂などが堆積したもの

▶対象とならない浄化槽

浄化槽の維持管理契約をしている事業者において、通常の契約の範囲内で汲み取り、撤去等が可能なもの

※支援の対象となるかは、自宅または店舗等の浄化槽の維持管理契約をしている事業者の浄化槽管理士にご相談ください。

▶町内の浄化槽管理士

- ・㈲甲佐衛生社 ☎096-234-1217
- ・米村衛生㈲ ☎096-234-0308

▶申請に必要なもの

- ・浄化槽等へ流入土砂の撤去に関する申出書
- ・浄化槽等の被害状況の写真
- ・工事見積書

各種証明書等の無料交付

▶町住民生活課
☎096-234-1113

被災された方が、町の各種支援を受けるために必要な証明書を無料で交付します。

▶対象者

り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」（床上浸水）の方で、町の住民生活課窓口で交付申請をされる方

※コンビニ交付は対象外です。

▶申請に必要なもの

り災証明書、身分証明書（顔写真付きは1点〔マイナンバーカード、運転免許証、障がい者手帳な

ど〕、顔写真なしは2点〔健康保険証または資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険証、年金手帳、年金証書など〕

▶対象となる町の各種支援

応急修理、みなし仮設申込など

▶対象となる証明書

住民票、所得証明書、資産証明書など

▶無料交付期間

10月30日（木）まで